

平成 30 年度 第二回長野市青少年健全育成審議会議事録（要旨）

- 1 日 時 平成 31 年 1 月 16 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 場 所 市役所第一庁舎 7 階第二委員会室
- 3 出席者 委員 10 名 事務局 7 名
- 4 次 第
 - (1) 開 会
 - (2) 教育次長あいさつ
 - (3) 自己紹介
 - (4) 会長あいさつ
 - (5) 議 事（議事進行 会長）
 - (ア) 平成 30 年度 青少年健全育成事業について（事業報告）
 - ・家庭・地域学びの課（青少年担当）の事業報告
 - ・少年育成センターの事業報告
 - (イ) 青少年を取り巻くネットの問題について
 - (6) その他
 - (7) 閉 会

5 会議録

■教育次長あいさつ

平成 30 年度 第 2 回長野市青少年健全育成審議会の開催にあたり、長野市教育委員会を代表して、あいさつを申し上げます。

また、日頃から、長野市の青少年健全育成に御理解と御協力をいただき、この場を借りて、心から感謝申し上げます。

本市では、「第二次長野市教育振興基本計画」の中に「地域に支えられ、親と子が共に学び育ち合う環境の充実」を掲げている。

インターネットの普及など、近年の青少年を取り巻く環境が大きく変わる中、青少年の健全育成には、家庭の教育力向上や地域の支援がますます重要であると認識している。

本日は、今年度最後の審議会で、前回からの引き続きの課題でもあり、近年、問題となっている「青少年を取り巻くネットの問題について」を主な議題としている。

青少年を取り巻くインターネット利用環境の状況については、警察庁の調査によると、近年は、SNS 等に起因する犯罪の被害児童数が 10 年前と比べて倍程度へと増えている状況である。

犯罪被害を減らすためには、学校現場における情報モラル教育や児童・生徒や保護者に

対する啓発活動がますます必要であると認識している。同時に、昨年2月に施行された改正青少年インターネット環境整備法によるスマホ等のフィルタリング機能の利用が進むといった事業者の協力にも期待している。

このように、保護者をはじめ、地域や事業者の皆様の理解、そして連携が今後、ますます重要になっていくと考えている。

本審議会においても、インターネット利用の問題について御審議いただいているところだが、本日は、長野県警察本部からの講師をお招きし、最新の事例、対応策等御教示いただく予定となっている。この問題について、再度、委員の皆様からの忌憚のない御意見をいただきたいと思う。

今年度最後の審議会となるが、本市の青少年健全育成に、委員の皆様の一層の御支援、御協力を賜るようお願い申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。

■会長あいさつ

今日は朝からたくさんニュースがあった。

イギリスのEU離脱のニュース。イギリスだけではなくて世界の人にとって経済的に政治的に大きな影響がある。EUはボーダーをなくして一つの大きなコミュニティとして共同体を作っているわけだが、そこから抜けるに当たってイギリスが考えたことの一つは、国家としてのアイデンティティーである。他にも利害的な問題もあるが、ボーダーレス、あるいはグローバリゼーションが進んだ結果、全世界的に貧富の差がすごく拡大した。つまり、国家としてのアイデンティティー、国と国との間の民主主義、あるいは国民の経済的な格差といった諸々含んだ内容が離脱のムーブメントであったと思う。

つづいて、私たちが期待していた稀勢の里の引退。これは、非常に残念な話である。

話は変わるが、昨日は15日であり、成人式であった。成人という人たちはどういう人たちなのか。成人には成人年齢があって、昨年、民法が改正され、2022年から20歳ではなくて18歳にするとなった。2016年には18歳から選挙権を持てるようになった。この審議会は、青少年の健全育成を審議する会であり、少年法が気になるころだが、そちらは20歳か引き下げるのかは依然として検討中である。国では横並びで18歳に下ろすかと議論されているが、日本弁護士連合会は反対している。大多数の世論は18歳に揃えることに賛成しているようである。その背景には、少年の犯罪が凶悪化していることがある。しかし、弁護士連合会の資料を見ると、2000年頃比べると20歳以下の犯罪率は80%くらい減っており、5分の1くらいになっている。それはなぜかと言うと、少年保護の支援、援助、保護観察といった取り組みが功を奏して現在があるからである。20歳だ18歳だと揃えてしまうとどういうことになるか。家庭裁判所に送られて支援を受けるのは18歳とか19歳の子が多く、5割以上を占めている。少年法の年齢を下げてしまうことでこういう支援を受けられなくなってしまう。そうすると大人の支援が受けられなくて再犯が増えるのではないかと危惧される。というわけで、私たちは子どもたちに対して責任を持たないといけない

し、支援・援助をしなくてはいけないが、そういった子どもたちへの支援ができなくなってしまう。法律ごとにその目的に沿った内容とすべきだと弁護士連合会は主張している。

とにかく、子どもたちには健全に育ってもらいたい。今日はネット問題について長野県警察本部からの講師をお招きし、お話をお聞きするが、ぜひとも私たちはよく学び子どもたちの健全な育ちを見守っていききたいと思う。そして、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただいて審議会としての役割を果たしていききたいと思う。

■議 事

●平成 30 年度 青少年健全育成事業について

○家庭・地域学びの課（青少年担当）の事業報告

（事務局：説明）

（資料：平成 30 年度 家庭・地域学びの課青少年担当の主な事業実施状況）

- ・青少年健全育成情報交換会、青少年健全育成フェスティバル、指導者団体（長野シニアリーダーズクラブ、長野市子ども会成人指導者の会）の活動等について

○少年育成センターの事業報告

（事務局：説明）

（資料：平成 30 年度 少年育成センター事業実施状況）

- ・巡回指導活動、環境浄化活動、長野市青少年保護育成条例に関すること、少年相談活動、広報・啓発活動、研修活動、出前講座について

（会長）

・格安スマホの取り扱い店舗へも訪問する必要性が生じたということだが、店舗へ行かなくてもネットで購入することはできると思う。そうなってくると、フィルタリングの要請はますます難しくなると思うがいかがか。

（事務局）

・フィルタリングをかけなくちゃいけない部分は、ネットにつながる部分が一番である。それを扱う機器は、スマホ、タブレット、ゲーム機器があり、本来ならばそれらにもフィルタリングをかけなければいけないが、難しい課題であると認識している。まずは、購入経路がはっきりしている携帯電話会社への訪問が有効であると考え、こちらから始めていくところである。

（委員）

・自分のスマホも格安スマホ店で購入したものである。ネットで購入し、契約したものであり、フィルタリングは難しいと思うので、買い与える親が何とかしなければいけないと思う。

(委員)

・自分の子は、3DS（スリーディーエス）でユーチューブとか見ている。最初、購入時は見えない設定であったはずが、これをやるにはこれを解除とやっていると、3DSでネットを見ることができるようになってしまう。子どもは、いつもユーチューブを見たり、友達とつながったりしているようで、誰が今ゲームをやっているのかも分かってしまうようだ。しかし、パソコンと違って3DSとかゲーム機になると親も良く分からない。親が分からないものについて、親の勉強が必要になってくると思う。

●青少年を取り巻くネットの問題について

○【講演会】インターネットの安全・安心な利用について

▼講師／瀧澤喜美子さん（長野県警察本部生活安全部少年課スクールサポーター）

（資料：インターネットの安全・安心な利用について）

【要旨】

- ・いつも児童生徒や保護者へ話しているインターネットの安全・安心な利用について、今日は話をする。
- ・近年、青少年が使用するインターネットの機器は、スマホが多くなっている。
- ・小・中学生のスマホの利用も年々増えている。
- ・幼稚園・保育園でも保護者がスマホを渡し、ユーチューブを見させているということが起きている。
- ・インターネットの利用が低年齢化してきている。
- ・中学生は、音楽や動画のダウンロードや視聴が多い。男子は、オンラインゲームの利用が多い。
- ・高校生は、LINEなどの無料アプリの利用が90%を超え、フェイスブックやツイッター等のコミュニティサイトの利用も約65%になってくる。
- ・インターネットを利用してやり取りする相手は、中学生は男女とも60%近くいる。高校生は約90%に増える。
- ・ネット上だけの知り合いは、中学生男子はオンラインゲームにより約17%いる。高校生は約27%に増える。
- ・子どもたちは、インターネットを簡単に利用していて、ハードルが低くなっている。
- ・ネット上だけの知り合いとのやり取りでは、中学生男子は、ゲームでのやり取りが突出している。中学生女子は、ネット上の会話、ラインとかツイッターを楽しんでいる。
- ・高校生になると、ネット上の会話を約74%の生徒が楽しんでいる。
- ・このように簡単にネットを通して知り合いとなり、犯罪被害に遭うというケースが増えている。
- ・フィルタリングは保護者の責務として、18歳未満の児童生徒が利用する場合は、かけな

ければいけないとなっているが、知っていると言った保護者は、小・中・高校とどこを見ても約75%から83%くらいいるが、実際かけているのは、少なくなっている。

- ・以前は出会い系サイトに関する被害が多かったが最近では減っている。対して、SNS等に起因した事犯の被害児童数は、10年前の約2.3倍に増えている。把握していない数を含めればもっと被害者はいると思える。小学生でも被害に遭うことはある。

- ・インターネットの世界はどんなところか。1つ目は「匿名性が高い」こと。顔が見えないインターネットは、男にも女にもなれる、若い人になることもできる、また他人になりすまして使うことができる。2つ目は「国境がない」こと。いつでも海外の人とネット上で会える。3つ目は「証拠が残りづらい」こと。インターネットは便利な一方、その便利さを悪用する人もいる。だから、インターネットの正しい使い方を知らないでいると、怖い思いをしたり、犯罪に巻き込まれたり、自分自身が犯罪者になってしまうことだってある。そうならないために、知識を身につけてもらいたい。

- ・ライン、ツイッター、インスタグラムの被害状況を説明する。個人情報の管理が子どもたちはなかなかできないでいる。氏名・住所が特定されることもある。

- ・TikTokは小学生にも人気があるが、個人情報が出やすい。簡単にアップできるので、注意が必要である。

- ・いずれも削除が難しいので注意してほしい。

- ・漏れた個人情報から「会おう」という話になることや「写真を送って」となること「家には来ないだろう」「会ってもいいかな」と簡単に考えてしまうことが実際の被害につながっている。それが児童ポルノ、ストーカー被害等大きな代償となることがある。

- ・個人情報が漏れて訪ねて来られたと、交際を巡り暴行事件に発展したという実際にあった事例を紹介する。

- ・簡単に裸の写真を送ってトラブルとなった児童ポルノ、リベンジポルノといった事例を紹介する。

- ・付き合っている人同士等、自分の裸の写真を送ってしまったら最後、相手は、脅しをかけ、さらに要求してくる。

- ・また、顔の知らない人でも次第に仲良くなり、裸の写真を要求される。送ってしまったら、相手側からは、自分の写真だと言ってURL付きでメッセージを送ってくる。何の疑いもなく、相手が示したURLやアプリをダウンロードしてしまう。これが相手の狙いで、一緒にウイルスもダウンロードしてしまっており、ウイルスをダウンロードすると、自分の電話帳データが抜き取られてしまう。相手は「送った裸の写真を抜き取った電話帳データの相手に送るぞ。送られなければ金を払え。」と金銭を要求してくる。裸の写真をばらまかれたくないから、お金を払ってしまうというもの。セクストーションというもので、性的脅迫のこと。2年ほど前から被害が増えている。これの怖いところは、お金を払ったからといって、相手に送った裸の画像や電話帳のデータは返ってこないところである。

- ・大人も子どもも「裸の画像」が原因の事件・相談は後を絶たない。はめを外しやすいの

がネットの恐ろしさである。

・「児童が自ら撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の学識別の割合を見ると、中学生の被害が非常に多いのが特徴的である。

・一方、加害者となるケースであるが、面白ければいいからと電車内で、居眠りしていた女性を無断で撮影し、SNSに投稿。女性が訴え、侮辱罪で書類送致されたということがあったが、笑いのネタとして面白半分で投稿し、「いいね！」がほしいだけとのことだが、相手がいることを考えてもらいたい。

・プロバイダ責任制限法により、書き込み者が特定され、損害賠償請求されることもある。

・進学、就職、交際、結婚などにおいても、学生時代の投稿が確認されるなど情報は消えることなく一生つきまってしまう。

・あるアメリカ人の母親が13歳の息子にスマホを与えた際に、贈った言葉として「スマホ18の約束」が世界的に話題となった。

・インターネットを使う皆さんに、身に付けてほしい3つの力がある。1つ目は、判断力で、ネットの情報の正否、危険性の有無などを見極める力である。2つ目は、自制力で、興味本位や好奇心などで行わない力である。3つ目は、責任力で、自分の行動について自分で責任を取れる力である。

・さらに、もうひとつ4つ目として、想像力が必要であり、自分が行った行為が、どのような結果を生じさせるのか十分「想像」し、その結果、「責任」が負えないと「判断」したのであれば、「自制」して絶対に行わないようにすることが大切である。

・いつも相手の顔を想像し、相手を思ってインターネットを使ってほしい。

・自分だけは被害に遭わないと思っているから、被害は減らない。自分もという危機感を常に持つことが必要である。

(会長)

・前回、または過去の審議会においても青少年を取り巻くネットの問題について議論していただいたことがあり、それを受けて、少年育成センターが携帯電話販売店への巡回・指導活動を始めた。ついては、こんなことをやったらどうか等の提案、または質問をお願いしたい。

(委員)

・以前、愛知県内の小学生か中学生のお母さんたちが、寝るときもスマホを離さなく、ラインの返事が気になると布団の中にまで持ち込んでいた子を見かねて、夜9時以降は子どもにスマホを持たせないというような仕組みづくりをされたということを知ったが、市では、そのような条例を作る予定はないか。

(事務局)

・現在、市では条例制定の話にはなっていない。

(委員) 市では、ラインによりいじめにつながるようなことは起きていないのか。

(事務局) 起きていないとは言えない。実際、どのくらい起きているのかは分からず、依存症のことも課題である。最近の子どもたちを取り巻く環境の変化が激しい中、少年育成センターでも学校へ出向く等対応をしているが、今後の対応については検討していきたい。

(委員)

- ・インターネットのハードルが低くなっているとのことだが、何をしても分からなければいいのか。注目されていない、居場所がないことから、注目されたいという意識が芽生えるのか。子どもの意識とはどうなのか。

(講師)

- ・両方あると思う。インターネットでは、名乗らずできる。自分ではない人間がやっているようにできる。リアルでは注目されないがネットでは注目される。自己満足感みたいなものを持ってしまっている。分からない、見つからないからいいと思ってしまう。

(会長)

- ・4月から大阪府では、学校にスマホを持ってきて良いとなった。そのあたりはいかがでしょうか。

(委員)

- ・学校では、スマホを持ってくる必要性がない。

(会長)

- ・阪神・淡路の地震を踏まえて、災害対応ということで認めるようだ。

(委員)

- ・子どもにはスマホを持たせないという国があるようだ。

(講師)

- ・県内では学校、地域単位でスマホのルールづくりをしているところはある。全国いずれも、持たせることがだめということはない。ただし、文部科学省からは、幼稚園、保育園等でもスマホに関する教育をしなさいと言われてしている。

(委員)

- ・大阪府の件だが、小・中学校へスマホを持って行けるとすると、スマホを持っていない人はどうするのか。貧富の差が出る。ラインのグループから外される等、いじめの問題にも発展するのではないか。

(会長)

- ・貧富の差が広がるのは心配だ。さらに、盗難の問題もある。学校で預かるとすると何百個のスマホを入れておく金庫を用意するのか等疑問がある。

(委員)

- ・ラインペイとかペイペイとかスマホを落としてしまったら、勝手に使われてしまう。身分証明もいらずに使われてしまう。また、知り合いから高校に入学したときに学年でラ

イングループができたという話を聞いた。何百人のグループでのやり取りにとってもついていけず、すぐ脱退したそうだが、情報に縛られるというのは、大阪府としていかななものかと思う。

(会長)

- ・大学でもそのようなことがあり、スマホやめるか、学校やめるかみたいな話になったことがあった。実際、ラインがらみで不登校になった生徒もいた。

(委員)

- ・高校は、入学前に生徒たちはラインでつながっていることもある。入学前に知り合いになっていることがある。高校生にやめさせることはできない。どういうふうに使方を教えていくか、どの年齢でどういうことを抑えていくかといったことを考えていかなければいけない。できれば車の免許制のように、危険なこと等を学んだ上で、学校レベルで図った上で、使えるレベルに達した人は使えるみたいにしてはいかかがか。配慮することは物理的に難しい状況なので、対応をいかにするかが大事だと思う。

(会長)

- ・大学では情報倫理のテストをやっていて、90点以上取れないと単位をあげないようにしているが、セキュリティ確保の一部に過ぎない。

(委員)

- ・大阪府の件だが、学校に持ってきたとき、学校の中で、どういう時間は使っていていいとかルール作りをする必要がある。どういうふうを使うか等教えていかなければいけない。想像力が大事。ウイルスの感染、情報の流出等インターネットの怖さを体感する必要がある。具体的に危険性や怖さを伝える必要がある。

(会長)

- ・想像力をつける力をどうするかが大事だと思う。

(委員)

- ・禁止するだけでは解決にはならない。使い方の理解をさせるとか教育力をどう高めていくかが重要だと思う。子どものスマホ等の操作の理解度に大人がついていけないことがあるので、大人の側が勉強するとか同レベルで話せるようにしないといけない。知識付与とか勉強をしていく機会が必要だと思う。

(委員)

- ・南信の方では、高校生が中学生を指導するということがある。子どもが子どもを指導することができていいのではないか。中学生が小学生へというように子どもが子どもへ伝えていくことはあってもいいと思う。全てを大人が理解して指導するのも難しいので子どもが感じた危険とか伝えていくのも有効だと思う。

(講師)

- ・駒ヶ根にスマホキャラバンというのがある。高校生が体験したことを中学生に伝えたり、教えたりするもので、パワーポイントや演劇等により、中学生に出前講座を行っている。

東信、中信、北信の方でも広がってきており、大人の目線ではなく、同世代の目線からアドバイスするという活動もしている。

■まとめ

(会長)

- ・この問題は奥が深く、解決策がなかなかないと思われるため、引き続き協議していく必要がある。
- ・また、私たち委員は、任期終了まであと5か月くらいあるので、その間にこういった問題について、さまざまな所へ広めていただいて話題の一つとして取り上げていってほしい。

以上